



兵労発基 0807 第 3 号
令和元年 8 月 7 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会会長 殿

兵庫労働局長



兵庫リスク低減MS運動の取組について（協力要請）

兵庫労働局では、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、あらゆる労働災害防止対策を切れ目なく継続的に実施しているところではありますが、兵庫県内における労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成21年から10年にわたり毎年4,500人あたりで増減を繰り返す横ばいの状況が続き、昨年においては5,000人を超える状況に転じました。

また、死亡者数は、本年7月末現在の速報値は19人で、増加に転じた昨年同期の14人を上回るペースで発生し、非常に厳しい状況にあります。

働く人の生命と健康はかけがえのないものであり、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは本来あってはならないことです。

これらの状況を踏まえ、兵庫労働局として、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（2018年度から2022年度まで）で掲げた労働災害減少目標を達成するため、別添のとおり「兵庫リスク低減MS運動実施要綱」を策定し、今年度から新たな取組として展開することとしました。

兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）は、労働災害の発生によって働く人が被災した場合であっても、被災することで仕事を休むほどの傷害とならないよう、事前に職場に潜在するリスクの排除に努め、残留リスクを明確にすることによって、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とするものであります。

つきましては、労働災害の一層の防止を図るうえで、MS運動の取組に御了知いただくとともに、貴団体におかれましてもMS運動実施要綱8（2）の実施事項及び傘下の会員事業場等に対しては、同要綱8（3）の具体的な取組事項について、周知啓発、支援等に、各団体の実情に応じて、取り組んでいただきますようお願いいたします。

